

【研究ノート】

阿蘭陀通詞の借銀 —中山家史料にみる「会所釣合」の実態—

織 田 毅

Debt of Dutch interpreters:
Realities of "Kaisho 釣合" proved from the Nakayama Family Materials

ORITA Takeshi

Abstract

This paper describes the debt of Dutch interpreters in Nagasaki during the Edo period. They were in debt using their salaries as collateral, and the lender received repayment directly from the Nagasaki Kaisho. This custom (system) was called "Kaisho 釣合" at the time. This paper also introduced materials of the Siebold Memorial Museum.

キーワード：近世長崎、長崎地役人、会所釣合、阿蘭陀通詞、中山家史料

はじめに

近世期の長崎において、外交・貿易・財政・市政・郷村運営等の行政の実務を担当した地（下）役人は、その職務内容の多様性広域性や人数の著しい多さ⁽¹⁾等から、他の幕府直轄都市と比較しても特異な存在であったと言える。

それら地役人には、長崎奉行所付属機関の長崎会所から毎年2回に分け役料（給与）が渡された。その財源となったのは、元禄12年（1699）に定められた長崎地下配分金7万両（銀4,200貫目、うち銀2,200貫余を役料とする）であった。しかし配分金や役料額は据え置かれたため、時代の推移とともに地役人の実質給与は目減りし生活を圧迫した。一部の困窮した地役人は会所からの前借・内借や町人からの借銀でしのごうとし、奉行所も拝借米や御救銀等の救済策を講じた。その一つが、本稿で取り上げる「会所釣合（以下『釣合』と略）」である。

中村質氏は釣合について「地役人の借銀については、その後長崎会所の金繰りから役料前借が困難になると、いわゆる『会所釣合』が慣行として一般化した（天保十三年禁止）。これは地役人の市中借銀において、役料抵当の届出があると長崎会

所において、役料支給日に直接貸主に役料分を交付する仕組である。これは地役人の借銀を容易にする助成策の一つであるが、反面、長い目でみれば役人の窮乏化を招き、役職を単なる利権と考える風潮を助長し、ひいては後述役職（『役株』）の売買も一般化していった⁽²⁾と述べている。

しかし、中村氏は実例として具体的な史料をあげておらず、この記述からはその実態を知ることは難しい。幸い長崎市のシーボルト記念館が所蔵する阿蘭陀通詞中山家史料の中に数点の関係史料が見いだせることから、本稿ではその紹介を兼ね、釣合という近世長崎の地役人社会に見られた一つの慣行（制度）を通して、国際貿易都市長崎の実態の一端を明らかにしたいと考える。

1. 中山家史料にみる「会所釣合」

阿蘭陀通詞中山家は、寛文3年（1663）から幕末まで七代にわたり通詞をつとめた。本稿で取り上げる中山家史料（中山文庫）はその中山家に伝世した史料群で、昭和63年（1988）以降に当時の中山家当主中山知雄氏や中山家から受贈・購入したものである。その内容は、文書・絵図地図・写真・器物など約千点にのぼり⁽³⁾、その中で釣合に関するものは次の4点で、阿蘭陀大通詞中山作三郎武徳（1785～1844、以下「中山」と略す）によって作成されたものである（（ ）内は順に作成年月日、請求番号）。

史料1 「借用銀證文之事 差出申釣合書之事」

（文政6年12月、中山14-4-56）

史料2 「借用申銀證文之事」

（文政9年12月、中山14-4-64）

史料3 「差出申釣合書之事」

（文政9年12月、中山13-2-31）

史料4 「御頼申釣合書之事」

（天保3年10月、中山14-4-16）

それでは、順に内容をみてゆこう。

（史料1）「借用銀證文之事 差出申釣合書之事」

（A）

借用銀證文之事

一 銀貳貫五百目者 定

右之銀相続方就要用儘ニ借用申処明白実正也、返済方之義者一ヶ月元銀壹貫目ニ付拾三匁宛之利足相加江来ル申年拙者年番料銀を以右元利之迄皆済可致候間、未中七月惣高之利銀ニ元銀之内二貫目払入相残元銀壹貫五百目并利銀相加江

阿蘭陀通詞の借銀

同十二月皆済可致候ニ付、此受用銀并年番料御渡之節於長崎会所ニ直ニ御引取可被成候、為其払方年番江別紙鈞合書を以引取方之義相頼置候上者前文約定之通り払入方毛頭相違無御座候、仮令如何様之故障有之候共返済方ニ付表通り御願等之義者勿論会所預ケ其外御難渋ケ間敷儀決而不申立聊無相違元利之迄皆済可致候、依之為後日銀借用證文仍而如件

六年
文政七年

中山

申正月

未十二月

中野茂三郎宛

前書之趣相違無之候、依之奥印致置候 已上

申正月

未十二月

馬場

石橋

(B)

差出申鈞合書之事

鈞合書式通御認之事

一銀貳貫五百目

銀主

中野茂三郎

右之銀相続方就要用髓ニ借用仕候処相違無御座候、返済方之義者来ル申年年番料方七月惣高之利銀ニ元銀之内壹貫目払入、相残元銀壹貫五百目ニ利銀共同十二月払入皆済可仕約定ニ御座候間、近比乍御面倒御渡方之時々御引取、直ニ銀主方江御渡可被下御頼仕候、仮令如何様之故障有之候共御引取方ニ付表通り御願等之義者勿論会所御預ケ其外御難渋ケ間敷儀決而不申立、前文約定之通元利皆済可仕候、依之為後證鈞合書を以御引取方之義御頼仕候

文政六年未十二月

中山

小南英八郎殿

春孫次郎 殿

嶋谷儀兵衛殿

坂根正助 殿

前書之趣相違無御座候、依之奥印仕候以上

未十二月

馬場
石橋

史料1は、借銀証文(A)と釣合書(B)という二つの文書を編綴(紙縫綴)したもので全2丁。いずれにも印鑑が捺されていないことから原本ではなく、写し又は控えと推定される。

まず、借銀の証文であるAには、中山が中野茂三郎から銀2貫500目を「相続方要用」のため、1か月あたり1貫目につき13匁の利息で借り、申年(文政7年(1824))7月に元銀(1貫目)と利息、同年12月に残銀(1貫500目)と利息をあわせ、自身の年番料から返済する旨が書かれている。原文では「未」となっているが、Bの記述から「申」の書き間違いであろう。

その返済に際しては、釣合書・Bを以て払方年番に依頼しているので、長崎会所において直接受け取ってくれるように、と書かれている。最後に、たとえ如何様の故障があっても会所に迷惑をかけず皆済すると申し添えている。年紀は文政7年申正月を文政6年末12月に訂正した形跡がある。

また、文章の末尾に、馬場(為八郎)と石橋(助十郎)の名前が記されている。この年、馬場は年番大通詞、石橋は年番小通詞であった⁽⁴⁾。

文中、借銀の理由である「相続方要用に就き」という文言は、他の釣合書にも共通して見られる文言であり、様式化していた表現だろう。

銀主(貸主)の中野茂三郎(?~1849)は、長崎本商人(落札商人)で三井越後屋の長崎代理人をつとめた中野家に生まれ、兄の五代目中野用助の養子となり文政3年(1820)店を譲られ、六代目中野用助を名乗った人物である。天保9年(1838)の長崎大火では、青貝屋武右衛門に貸してあった外浦町の家屋や樺島町の家屋を焼失している⁽⁵⁾。茂三郎の叔父が、阿蘭陀通詞志筑家の養子となり稽古通詞をつとめた、蘭学者・志筑忠雄である。他の史料⁽⁶⁾によれば、中野茂三郎は天保7年(1836)に桶屋町日行使の隆四郎に銀2貫目を貸しており、商売で得た利益を運用するため中山を含む複数の地役人に貸し付けていたと推察される。

中山が借銀の引当(担保)とした年番料とは、大通詞と小通詞が毎年交代でつとめる年番通詞に支給された加約料である。中山は文政7年(1824)に年番小通詞をつとめており、同役には12貫900目が支給されていた⁽⁷⁾ので、中野からの借銀(元銀2貫500目及び利銀312匁、計2貫812目)は、他からの借銀がなかったとすれば、年番料のみで十分返済可能な額であった。なお、中山は3年後の文政9年にも、同じ中野茂三郎から3貫目を借りている(史料2・3参照)。

次に文書Bでは、借銀高と銀主名をあげ、借銀の定例の理由(「相続方要用に就き」)

及び返済見込みを記した後、ご面倒ながら年番料の支給の際に直ちにお渡し下さるようにと依頼し、たとえ如何様の故障があっても会所に迷惑をかけず皆済すると申し添えているのは、Aと同様である。

年紀は、同じく文政6年末12月。あて先は、小南英八郎他4人となっている。いずれも長崎会所請払役で、Aに「為其払方年番江別紙鈞合書を以引取方之義相頼置候」とあることから当時会所払方年番であった可能性が高い。

文章の末尾には、馬場(為八郎)・石橋(助十郎)の名前が記され「奥印仕り候」とあり、原本では押印されていたことがわかる。

なお、文頭に「鈞合書式通御認之事」とあり、銀主宛と会所役人宛の2通が作成され各自が保管したものだろう。

A及びBが一冊にまとめられ保管されていたのは、借銀証文と鈞合書が同時に作成されたことを意味していよう。役料は本来地役人本人以外には受給権がないが、本人(借主)の申し出があり上級職位者(阿蘭陀通詞の場合は年番)の同意があれば、役料の一部(借銀分)が本人以外へ支給可能となったと考えられる。

また、将来支払われるべき役料を引当とした借銀は、銀主側からすれば貸金回収が確実に見込め安心して貸し付けられるという利点もあった(但し役料等の遅配がない事を前提とする)。

なお、中村氏は「慣行」とするが、会所が認めた方法である以上、もはや「制度」として捉えるべきであろう。

(史料2)「借用申銀証文之事」

(端裏) 戌十二月

三貫目 中山

借用申銀証文之事

一銀三貫目者

右之銀相続方就要用髓ニ借用申処明白実正也、返済方之儀者元銀壹貫目ニ付拾三匁宛之利足相加江来ル子年拙者年番料銀を以右元利之迄皆済可致候間、来ル子年[破損(七月^カ)]惣高之内利銀ニ元銀之内壹貫目払入相残元銀貳貫[破損(目ニ^カ)]利銀相加江同十二月皆済可致候ニ付、受用銀并年番料[破損]御渡之儀節於長崎会所直ニ御引取可被成候、為其払方年番江別紙鈞合書を以引取方之儀相頼置候上者前文約定之通払入方毛頭相違無御座候、仮令如何様之故障有之候共返済方ニ付表通御願等之義者勿論会所預ケ其外御難渋ケ間敷儀者決而不申立聊無相違元利之迄皆済可致候、依之為後日銀借用証文仍而如件

文政九年戌十二月

中山作三郎㊤

中野茂三郎殿

前書之趣相違無之候、依之奥印致置候 以上

史料2は、年紀や銀高が変わっているだけで、利息額や銀主等史料1のAとほぼ同内容である。史料1の3年後に、中山は中野茂三郎から同じ相続要用のためという理由で、同じく年番料（文政11年（1828）支給）からの返済という条件で銀3貫目を借りている。

史料1と異なり史料2が原本であることは、三カ所に押印がなされていることから明らかである。「一銀三貫目」の三と貫の間、「槩ニ」の槩とニの間、中山作三郎の名前の後に同じ中山の印が認められる。しかもその印は削去されており、借銀返済後に銀主等から返却された証左であろう（いわゆる「戻り証文」）。

また、「前書之趣相違無之候、依之奥印致置候 以上」の後、本来保証人の記名・押印があるべき箇所が切り取られている。本史料とセットである釣合書（史料3）によれば、ここには石橋助十郎の署名と印があったはずである。

端裏書の「戌十二月／三貫目 中山」は、本文が記された別の紙に書かれ継がれており筆跡も本文のそれとは異なることから、銀主（中野）が保管中に整理のため記した紙を張り付けたと考えられる。

（史料3）「差出申釣合書之事」

差出申釣合書之事

一銀三貫目

銀主

中野茂三郎

右之銀相続方就要用槩ニ借用仕候処相違無御座候、返済方之儀者来ル子年年番料方七月惣高之利銀ニ元銀之内壹貫目払入、相残元銀貳貫目ニ利銀共同十二月払入皆済可仕約定ニ御座候間、近頃乍御面倒御渡方之時々御引取、直ニ銀主方江御渡可被下御頼仕候、仮令如何様之故障有之候共御引取方ニ付表通御願等之儀者勿論会所御預其外御難渋ケ間敷儀決而不申立、前文約定之通元利皆済可仕候、依之為後證以釣合書御引取方之儀御頼仕候

文政九年戌十二月

中山作三郎㊤

㊤嶋谷 義兵衛殿

㊤坂根 正助殿

㊤若杵 正之進殿

㊤近藤 半五郎殿

⑨河野 伴次郎殿

前書之趣相違無御座候、依之奥印仕候以上

戌十二月

石橋助十郎⑨

史料2の銀3貫目借用に基づき、中山が長崎会所に提出した釣合書である。

これも史料1のBとほぼ同じ内容で、年紀は文政9年戌12月である。宛先は、嶋谷義兵衛他4人となっている。長崎会所の払方年番であろう。各人氏名頭の押印は、提出後に審査がなされ許可されたことを示すものと考えられる。

文章の末尾には、阿蘭陀通詞の石橋助十郎の名前が記され押印があるが、印は中山と同様に削去されている。

(史料4)「御頼申釣合書之事」

御頼申釣合書之事

一銀壹貫目者 但壹ケ年拾貳俵高壹歩三利付 銀主

田村みち

右之銀拙者相続方就要用借用仕拝借米を以元利皆済可仕約定ニ御座候、依之拝借米当辰閏十一月渡方始貳俵宛元利皆済迄乍御面倒相渡候時々於御蔵所直ニ御引取、銀主方江御渡被下候様御頼仕候処御承知被下忝奉存候、然ル上者惣高之内方時々御引取被成候、勿論取続方外ニ粮米手当仕置候上者元利皆済迄御引取被成候共聊差支無御座候、万一故障之儀も御座候而退役致候節者跡役之者并加印奥印方拝借米方御勝手ニ御引取可被成候、為後日以書付御頼仕候以上

借用主

天保三年辰十月

中山作三郎⑨

加印

荒木豊吉 ⑨

伊藤 太久之進 殿

道幸 貫助 殿

前書之通相違無御座候、万一相滞候節者拙者拝借米方貳俵宛元利皆済迄当辰十一月渡方始直ニ御引取可被下候為其奥印如斯御座候以上

辰十月

榎林栄左衛門⑨

天保3年(1834)、中山は田村みちから拝借米から返済することとして銀1貫目を借り、釣合書を会所に提出している。これが史料4である。ただし、史料1のAや史料2のような借用証文は残されていない。この年閏11月から2俵ずつを御蔵所から直

接銀主に渡してもらうこととし、利足（息）は1年につき12俵高1歩3（一字脱か）であった。

拝借米とは、地役人がその役料に応じて長崎会所買入米を前借りできる制度で、御救米等と同様に地役人助成策の一つである。中山は天保元年（1830）に大通詞に就任していたから、役料（5人扶持11貫目）に見合った拝借米を前借することが可能であった。

中山は文中で、「外ニ糧米手当仕置候」と自家用の米は手当しているので拝借米がなくても困らないと述べ、もし自分に故障の儀がある場合（病気による休職の意味か）や退役した場合には、跡役の者や加印奥印したものが自分自身の拝借米から返済すると付け加えている。

宛先の伊藤太久之進・道幸貫助のうち、道幸貫助（1797?～1853）は「春堤」の雅号で知られる画人で、北瀬崎御米蔵預頭取助をつとめた⁽⁸⁾ことから、伊藤・道幸は瀬崎御米蔵預頭取だったと考えられる。

また、加印は荒木豊吉（阿蘭陀稽古通詞見習）、奥印は檜林栄左衛門（阿蘭陀大通詞）が行っている。加役料を引当とした借銀による釣合書と異なり、年番通詞が奥印していないのは、役料ではなく個人に貸与される拝借米という性質の違いによるものであろう。

史料2と異なり印の削去は見られないが、中山家に残されていたことから借銀は返済されたとみられる。

しかし、困窮した地役人の救済として付与されたはずの拝借米を借銀の引当とする行為は拝借米制度本来の目的からかい離しており、制度自体が既に形骸化していたことがうかがえる。

ところで、史料1～4に見られる度重なる借銀は、一見中山のひっ迫した経済状態を想像させるが、中山は市中諏訪町に先祖伝来の家屋地（三箇所半）を有しており、中山家史料の中にも刀剣を収集し香道にいそしむ等多彩な趣味をもっていたことがわかるものもあり、窮迫した生活を送っていた様子は見られない。また多額の扶持米・役料も受給していたほか、複数の長崎近隣諸藩の館入となって継続的な扶持米収入もあった⁽⁹⁾。それではなぜ、中山は商人等から借銀を行っていたのだろうか。実は借銀を自身の商取引の運転資金に転用していた可能性が指摘できる。次にその点について述べたい。

2. 阿蘭陀通詞の借銀の背景

阿蘭陀通詞を含む地役人の借銀の目的について、中村質氏は「これら地役人の借銀は、単にその生活費に充てられたものではなく、地役人の唐蘭取引に充てられたこと

に注目したい」⁽¹⁰⁾とする。

中山の私的副業を示すものが中山家史料に含まれる。「諸色買入一件」(中山17-5-94) 他がそれで、シーボルトの名も見られ文政9年(1826)～文政10年(1827)頃に作成されたと推定される。近世中後期の地役人は、原則として各町の乙名を除き自家営業が許されており、副業も可能であったのだろう。中山は長崎在住という地の利と通詞という立場を使い、久留米在住の堀江茂七郎と共同で輸入品の仕入・販売という一連の商業活動を行っていた⁽¹¹⁾。

中山は、堀江茂七郎の依頼により長崎で舶来品を仕入れ、堀江がそれを売却後に品物代金が中山に送金された。

長崎から送られた品物の中でも、唐繻子等などの織物は人気があり、堀江も「唐繻子毛氈類唐人かけ羅紗等ニ交易出来仕候ハバ早速爰許ニ而金ニ相成候ニ付、乍御面倒御工面被下候様奉希候」と中山あてに依頼している(正月九日付、堀江から中山あて書簡(中山17-5-96))。

中山はこれらのほとんどを市中で入手していたらしく、奥島が高値の時には仕入れが困難なこと、市中売りのものも最近では出所吟味があるため書付(手板か)を添えて送るとしている(12月14日付書簡(中山17-5-94))。市中で調達できない場合は、通詞仲間から購入していた。たとえば、銅皮時計の針の注文をうけ「不止事、分差時計同役之者所持之品、銀式五五分ニ而所望仕差上申候」と、同役の通詞から購入している(正月21日付書簡(中山17-5-94))。

また、阿蘭陀通詞ならではの注文もあった。堀江書簡(2月付(中山17-5-96))には、「アランタ(オランダ)ホタン三ツ」や「蘭館へ有之候腰懸し下品之処一ツ」、「絵板者蘭館ニ懸有之品之小キ所」など、洋服のボタンや出島商館内にあった椅子・絵画も売買の対象になっていた。

なお、堀江茂七郎は、文政初期に同藩の物産用方(産物仕法担当者)を兼ね殖産興業に尽力し、文政9年に藩校明善堂の講釈方に転じた久留米藩士と推定される。物産方任職中の人脈を利用して商品の販売を行ったのだろうか。

中山家史料にみえる両者の取引一成年(文政9年か)9月から12月まで4ヶ月間の品代合計は、5貫174匁3分6厘1毛。また、翌年正月9日時点での中山の仕入額と堀江の送金額との差額は、847匁程となる。仕入れ代金は基本的に堀江が準備していたようだが売却後に代金を送金しているケースも多く、この847匁は中山の負担となった可能性があり、中山はその補填のため借銀を行っていたのではないだろうか。中山と堀江の取引は少なくとも文政9年9月から翌年正月までで、中山が中野から3貫目を借銀した時期(文政9年12月)と重なる。役料や扶持米は支給期が決まっており緊急に資金を調達できないため、市中商人からの借銀が選択されたのであろう。

3. 他の阿蘭陀通詞の事例

阿蘭陀通詞で釣合書を作成・提出していたのは中山のみではなかった。次に他の阿蘭陀通詞の例を参考としてあげる。内通詞小頭の田中利兵衛の事例である。

(史料5⁽¹²⁾)

差出申釣合書之事

銀主

一壹貫五貫目

菱屋由次郎

但月壹歩式朱之利付

右之銀今般相続方就要用髓ニ借用仕候処相違無御座候、返却方之儀者五季受用銀御救銀を以元利皆済可仕約定ニ御座候間、近頃御面倒之御儀奉存得共、当外十二月渡方始五季受用銀御出方之時々不残元利皆済迄御引取右銀主方江直ニ御渡可被下候、猶又御救銀当時出残五貫目余御座候間、是又以来御出方之時々払入年限中御引取右銀主方江御渡可被下候、右借用銀を以要用相弁格別勝手之筋ニ茂相成候故、向後仮令如何様之異変故障之儀出来候共表通御願ケ間敷儀者勿論払方預ケ払延等之儀堅く申立間敷無相違元利皆済可仕候、為其年番奥印申請并親類加印相立置候上者御引取方ニ付毛頭相違無御座候、為後念此段釣合書を以御頼申上置候以上

天保弐年外十一月

借用主

田中利兵衛[㊟]

加印

松村直之助[㊟]

㊟坂根 正助殿

㊟若枕 正之進殿

㊟近藤 半五郎殿

㊟河野 伴次郎殿

㊟村上 宗十郎殿

㊟道幸 小十郎殿

御救銀掛請払役御衆中

前書之通少茂相違無御座候、右約定通当外十二月渡方始五季受用銀不残其外御救銀共以来御出方之時々元利皆済迄払入年限中御引取右銀主方江直ニ御渡被成候共差支候筋無御座候、万一異変故障之儀出来候共表通御願ケ間敷儀者勿論払方預ケ払延等之儀堅く為申立間敷候、為其奥印仕置候以上

榎林栄左衛門[㊟]

森山源右衛門[㊦]

田中利兵衛は天保2年(1831)、受用銀(役料か)及び御救銀から返済することとして菱屋由次郎から銀1貫500目を借り、釣合書を会所に提出した。利息は月に1歩2朱である。この年12月渡しの受用銀及び当時出残が5貫目あった御救銀から返済することとした。

御救銀とは拝借米と同様に地役人の救済策の一つで、市中町人の献銀と奉行八朔銀の辞退分を合わせ基金とし困窮地役人に年5朱の低利で貸し付けられたものである(寛政8年創設)。内通詞小頭は最下級の阿蘭陀通詞で、受用銀の額は慶応元年(1865)には928匁であった。釣合書の宛先は長崎会所請払役及び御救銀掛請払役で、加印は親類の松村直之助(内通詞小頭)、年番通詞の榎林栄左衛門と森山源右衛門が奥印している。

おわりに

以上、釣合の具体的事例として4点の中山家史料及び他史料1点の原文をあげ、内容の検討を試みた。

中山家史料からは、阿蘭陀通詞中山作三郎が役料(年番料)や拝借米から返済することとして借銀(金銭消費貸借)契約を結び、長崎会所役人(払方年番か)宛に、役料等支給の際、借銀分をそれらから差し引き銀主に直接渡して欲しい旨の「釣合書」を作成し提出していたという実態が判明した。役料は本人に支給されるべきものであるが、本人の申し出があり年番通詞の押印がなされ、さらに会所側が認可することで、本人以外への支給が可能であったこともわかった。

また、中山の借銀が生活費に費消されたのではなく商取引の資金にあてられた可能性についても、同じく中山家史料に基づき指摘した。

ところで、中村質氏は釣合を「役料抵当の届出があると長崎会所において、役料支給日に直接貸主に役料分を交付する仕組」(前掲)と定義している。しかし、この定義では「役料分」の意味が曖昧で、あたかも会所が受給権のない銀主に役料を支給したかにも読み取れる。他の史料⁽¹³⁾に「御引取右銀主方江直ニ御渡可被下候(略)乍御面倒書付を以釣合御頼仕置申候」と、銀主への支給と「釣合」が書き分けられていることからすれば、釣合とは長崎会所が地役人の役料等を支給する過程で借銀分を引き去る行為を意味するのではないだろうか。後考を俟つ。

今後の課題としては、(1) 釣合がいつ頃から始まり(始期)いつ頃まで続いたのか(終期)、(2) 釣合の読み方、(3) 釣合事例の調査、があげられよう。

(1) については、寛政年間には既に釣合は行われており、中村質氏は天保13年

(1842)に禁止されたとするが、安政3年(1856)に七面山實成院が提出した釣合書⁽¹⁴⁾が現存する。

(2)については、「つりあい」(または「つりあわせ」と読む場合、「つりあうこと。平均をたもつこと。均衡」『広辞苑』(第四版)の意味となる。また、「ちょうあい」と読む場合、「現金または商品の勘定と帳簿面を照合して、計算の正否を取り調べること。)(同上)の意味である。また他の読み方があるのだろうか。後考を俟つ。

(3)については、大多数の地役人が商取引の資金調達や生活費捻出のため借銀を重ねていたとみられ、管見の限りでも、波戸場役・町乙名・日行使・寺院・唐通事が、受用銀・送砂糖銀札・御救銀等を返済源にして借銀し、釣合書を提出した事例(いずれも長崎歴史博物館収蔵史料)がある。今後更なる史料調査が必要であろう。

釣合は、近世中期以降の地役人の経済的苦境を解決するための方策として機能したがその効果は一時的なものに止まり、中村質氏が指摘するように、地役人の更なる窮乏化と役株売買の一般化につながった。

国際貿易都市長崎は様々な問題を絶えず内包しており、決して貿易で繁栄した豊かな都市でも「地役人天国」でもなかった。その実態を史料に基づき明らかにし、「貿易都市論としての長崎研究」(若松正志)を深めて行くことこそが今後の最も大きな課題であろう。

【謝辞】

中山家史料の閲覧に際し、長崎市のシーボルト記念館徳永宏館長のご協力を賜りました。ここに記して感謝いたします。

注

- (1)『長崎県史 対外交渉編』(長崎県史編纂委員会、昭和61年)388～389頁。
- (2)同上書409頁。
- (3)中山家史料については、長崎市教育委員会『シーボルト記念館資料目録(1)』(平成元年)、長崎県教育委員会『長崎奉行所関係文書調査報告書』(平成9年)27～29頁(徳永宏氏執筆分)を参照。
- (4)片桐一男他『年番阿蘭陀通詞史料』(近藤出版社、昭和52年)355頁。
- (5)森岡美子「三井越後屋の長崎貿易経営(一)」(『史学雑誌』第72編第6号、昭和38年)10頁。
- (6)「差上申釣合書之事」(長崎歴史文化博物館収蔵(藤14-425))。
- (7)片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』(吉川弘文館、昭和60年)430頁。
- (8)古賀十二郎『長崎画史彙伝』(大正堂書店、昭和58年)229～230頁。

- (9) 拙稿「オランダ通詞にみる長崎地役人の『立入』について」『鳴滝紀要』第23号(2013年)。
- (10) 注1 文献410頁。ただ、中村氏の指摘は上層の地役人に該当するものであり、多数の地役人にとっての借銀は、常に不足する役料の補填のためであったと考えるのが自然ではないだろうか。
- (11) 拙稿「長崎通詞について－史料に見る阿蘭陀通詞の実態－」『鳴滝紀要』第30号(2020年)。
- (12) 長崎歴史文化博物館収蔵史料(福田14-192)。本史料は、冊子になっており表紙には「釣合書／田中利兵衛」と書かれ、割印が捺される。
- (13) 「波戸場役方差出候釣合書之写」(長崎歴史文化博物館収蔵(藤16-33))。
- (14) 長崎歴史文化博物館収蔵史料(渡辺17-105)。

参考文献

- 『長崎県史 対外交渉編』(長崎県史編纂委員会、昭和61年(1986))中の、中村質氏執筆分「第5章長崎の政治と民衆の生活 第2節行政機構」(同書388～436頁)。
戸森麻衣子「長崎地役人」森下徹『身分的周縁と近世社会7 武士の周辺に生きる』(吉川弘文館、2007年)53～75頁。
若松正志「近世中期における貿易都市長崎の特質」『日本史研究』415号(1997年)。